

「知的財産推進計画 2017」の各施策の取組状況（抜粋）

2017年11月
内閣府
知的財産戦略推進事務局

注記

※各項目の頁番号は、「知的財産推進計画 2017」本文の頁番号

※取組内容の後の【数字】は、「知的財産推進計画 2017」工程表の項目番号

※取組内容中の（ ）内金額は、平成 30 年度要求額

[] 内金額は、平成 29 年度予算額又は平成 28 年度補正予算額

I. 第 4 次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築

2. 知財システム基盤の整備（P17）

【「知的財産推進計画 2017」の記述（概要）】

- 我が国企業がグローバルな事業活動を行っていくためには、世界各国において円滑に知的財産を権利化できることが必須であり、我が国において迅速かつ適切な知的財産の権利化ができる環境を整備するとともに、各国知財庁とも引き続き国際連携を行っていくことが必要。あわせて、知的財産に関し紛争が生じた場合の最後のよりどころは紛争処理システムであることから、我が国の知財紛争処理システムについて、我が国のイノベーション促進や国際競争力確保という観点から引き続き定期的な検証と見直しを行っていくことが重要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 知財紛争処理システムの基盤整備
 - ② 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化
 - ③ 特許行政サービスの質向上

【関係府省の主な取り組み】

①知財紛争処理システムの基盤整備（P20）

- 1) 適切かつ公平な証拠収集手続の実現に向け、産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会のとりまとめ（平成 29 年 3 月）を踏まえ、次期通常国会への法案提出を視野に検討中。（経済産業省）【16】
- 2) 今年度設置予定の「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース」や、今年度実施の「諸外国における知財価値の評価に関する調査研究」「特許権侵害における損害賠償額の適

正な評価に関する調査研究」等において、有識者による委員会の議論を行い、知財のビジネス上の価値評価の在り方の検討や、紛争当事者が損害賠償額を適正に評価する際に有用な基礎資料の作成を予定。(内閣府、経済産業省)【17】

- 3) 標準必須特許の円滑な利用を促進するための制度について、特許制度小委員会にて検討中。(経済産業省)【19】
- 4) 中小企業やベンチャーを含む多様な企業の請求に基づいて調整を行う ADR 制度(あっせん)について、特許制度小委員会での議論を踏まえ、既存の ADR 制度との関係を整理しつつ、引き続き検討。(経済産業省)【20】
- 5) 我が国における国際仲裁の活性化に向けて必要な基盤整備を図るべく、関係行政機関等の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を検討・推進するため、本年 9 月に「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を開催し、検討を開始。(内閣官房、法務省、経済産業省、関係府省)
- 6) 我が国における国際仲裁の利用を活性化させるべく、国際仲裁の分野で活躍できる司法人材の養成支援や、必要な基盤整備に向けた取組の推進を図るため、本年 3 月、法務省内にプロジェクトチームを立上げ。あわせて、海外の先端国際仲裁機関との意見交換や現状調査を行うための予算要求中。(0.4 億円 [新規]) (法務省)【21】
- 7) アジア地域全体の知財関係紛争処理能力の向上を図ることなどを目的として、日中韓・ASEAN 諸国から裁判官・弁護士を招へいして事例検討・討議等を行う「国際知財司法シンポジウム 2017」を本年 10 月 30 日から 11 月 1 日に東京都内で開催。(法務省、経済産業省)【23】

②世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化 (P23)

- 1) 特許の「権利化までの審査期間を平均 14 か月以内とする」目標の達成や、審査の質の維持・向上のため、審査体制の整備・強化を図るべく平成 29 年度は 1,702 名の定員を確保の上、外国文献を含む先行技術文献調査の外注を拡充。現在、平成 30 年度機構定員・予算要求中。(259.8 億円 [259.8 億円])。(経済産業省)【28】
- 2) 我が国企業のブランディングに資するデザインの振興及び保護制度のあり方について、有識者で構成される「産業競争力とデザインを考える研究会」を本年 7 月に立ち上げ、年度内に検討結果を取りまとめ予定。(経済産業省)【29】
- 3) 本年 4 月よりブラジル、アルゼンチンと、7 月よりニュージーランドと、8 月よりチリと、11 月よりペルーと特許審査ハイウェイ (PPH) を開始。あわせて、インドネシアへの専門家派遣を行い、インドネシアにおける PPH 案件審査の運用確立に協力し、実効性向上に寄与。今後も対象拡大に向けてインド等との協議を実施中。(経済産業省)【33】
- 4) 来年 5 月から特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願の国際調査において各庁審査官が協働して調査を行う取組みの試行を開始することを、本年 6 月の五大特許庁長官会合にて合意。(経済産業省)【34】

③特許行政サービスの質向上 (P26)

- 1) 特許行政事務の高度化・効率化に向けた取組の一環として、人工知能技術の活用を視野

に入れたアクション・プラン（平成 29 年 4 月 27 日公表）に沿って、実証事業等を推進。今年度は、外部ユーザーからの問合せ対応等の業務への人工知能技術の適用可能性に関する実証を実施。（経済産業省）【39】

II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進

2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進（P39）

【「知的財産推進計画 2017」の記述（概要）】

- 全国各地域において各地域の実情に即して、スピード感を持ってイノベーション創出を推進し、地域経済を活性化していくことが重要。そのため、中小・中堅企業やベンチャー企業が、知財への意識を高め、知財を積極的に活用していくことにより、イノベーション創出や地域産業の活性化に大きく寄与していくことを期待。また、地域金融機関が、資金供給に留まらず、外部機関等と連携を図りながら、地域経済の活性化を図っていくことを期待。
- 大学・高等専門学校・公的研究機関等と中小・中堅企業、ベンチャー企業を含む産業界とが適切な知財マネジメント戦略の下で積極的に連携していくことが重要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。

【関係府省の主な取り組み】

①地方・中小企業による知財活用（P44）

- 1) 地域中小企業における知的財産の権利化・活用を促すため、「地域知財活性化行動計画」（平成 28 年 9 月）に基づき、全国レベルで、知財に係る制度や支援施策の普及啓発活動を実施。地域レベルでは、知財総合支援窓口とよろず支援拠点が連携し、各地域の実情に応じた支援の取組を展開。（経済産業省）【81】
- 2) 近畿地方の中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の保護・活用を支援する「INPIT 近畿統括本部」（INPIT-KANSAI）を大阪市に開設（平成 29 年 7 月）。知財に関する高度・専門的な支援、出張面接審査・テレビ面接審査の場の提供、高度検索用端末等を利用した産業財産権情報の提供、地方の関係機関との協働による各種セミナーの開催等を実施。（経済産業省）【81】
- 3) 中小企業の特許料金減免手続の簡素化に向け、制度面及びシステム面からの対応を検討中。（経済産業省）【82】
- 4) 金融機関による、事業性評価に基づく企業価値向上に資するアドバイスとファイナンスの提供といった、金融仲介機能の発揮に係る取組みについて、企業側の認識・評価に関するアンケート調査の実施等により、金融機関に対する地域の中小企業等の評価について実態を把握し、そうした実態把握の結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標も活用し、事業性評価に基づく融資や経営支援等の取組みがより一層進むよう、金融機関と深度ある対話を実施。（金融庁）【83】
- 5) 中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」して、地域金融機関か

- らの融資や事業性評価につなげる包括的な取組として、知財ビジネス評価書の作成支援（年間約 200 件）、知財金融シンポジウムの開催（盛岡、金沢、広島、東京）等を実施予定。（1.6 億円 [1.3 億円]）（経済産業省、金融庁）【83】
- 6) 中小企業からのビジネス相談に潜在する知的財産に関するニーズを更に発掘していくため、よろず支援拠点の周知活動を強化するとともに、知財相談に対応できる人材を追加配置（平成 29 年 8 月末時点：14 名）。（経済産業省）【85】
 - 7) 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、「価格交渉事例集」等の周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。（公正取引委員会、経済産業省）【86】
 - 8) 地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化。平成 29 年度には、広域の大学及び TL0 が連携し、中小企業や他地域の大学とのマッチングや事業化支援等の仕組み作りを行う事業など 24 件を採択。（2.0 億円 [2.0 億円]）（経済産業省）【87】
 - 9) 中小企業等の知財を活用した海外展開を促進することを目的に、(1) 商談前の準備から商談機会創出までを連続的に支援する JETRO Innovation Program、(2) 展示会を活用したマッチング支援事業、(3) 地域団体商標海外展開支援を実施。（3.3 億円 [2.7 億円]）（経済産業省）【89】
 - 10) 外国出願支援事業として、JETRO と都道府県等中小企業支援センターを通じ、中小企業等の外国出願にかかる費用を助成。（6.3 億円 [6.5 億円]）。また、侵害対策支援事業として、JETRO を通じて、模倣品対策、防衛型侵害対策、冒認商標無効・取消係争の実施にかかる費用の一部を補助。（1.0 億円 [0.9 億円]）（経済産業省）【92】
 - 11) 特許庁の審査官・審判官が地域へ出向く「出張面接審査・審判」を中心とし、その活用促進のためのイベント等各種事業（セミナー形式等）を併せて実施（平成 29 年度は全国 14 都市で開催）することで、知財制度や支援策等の効果的な普及啓発を図る「巡回特許庁」を各地で開催。（1.5 億円 [0.9 億円]）（経済産業省）【95】